

令和2年

第16回 会津美里町教育委員会議事録

12月定例会

## 令和2年12月定例会

- I. 日 時 令和2年12月22日(火) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 大会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一  
委 員 小 関 れい子  
委 員 須 田 健 志  
委 員 武 藤 周 一  
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純  
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二  
教 育 文 化 課 長 補 佐 鵜 川 晃  
会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
- I. 傍 聴 人 な し

# 令和2年12月定例会次第

## 1. 開会

## 2. 議事録の承認

令和2年第14回会津美里町教育委員会11月定例会議事録の承認について

## 3. 教育長報告

## 4. 審議事項

報告第13号 会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について

議案第81号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（令和2年度追加認定）

議案第82号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（令和3年度事前支給）

議案第83号 第3期会津美里町教育振興基本計画について

## 5. 協議事項

(1) 成人式のアンケート調査報告及び今後の開催方針（案）について

(2) 会津美里町学校施設長寿命化計画及び会津美里町公共施設長寿命化計画について

(3) 令和3年度学校教育重点事項について

(4) その他

## 6. 報告事項

(1) 議会11月会議について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

## 7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

## 8. 閉会

○開会時刻 午前8時59分

### 1. 開会

教育文化課長 令和2年第16回会津美里町教育委員会12月定例会を始めたいと思います。  
教育長、よろしく願いいたします。

教育長 おはようございます。臨時の教育委員会に続いて12月は2回ということでよろしく  
お願いいたします。  
町内の7つの小中学校、明日終業式になります。  
ただいまより令和2年第16回会津美里町教育委員会12月定例会を始めます。  
会期は1日といたします。  
出席委員は委員全員であります。  
出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、  
鶴川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名であります。  
議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

### 2. 議事録の承認

教育長 2番目の議事録の承認に入ります。  
令和2年第14回会津美里町教育委員会11月定例会議事録の承認についてを議題と  
いたします。  
ご意見、お気づきの点がありましたならば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、令和2年第14回会津美里町教育委員会11月定例会議事  
録、これは承認といたします。

### 3. 教育長報告

教育長 次に、3番目、教育長報告に移ります。  
レジュメの2ページと3ページになります。幾つか補足説明させていただきます。  
11月の18、19、20、24、25日、そこに校長先生との面談が入っております。これは、  
人事関係について、各校長先生から学校の実態ないしは要望を聞くための面談であ  
りました。  
11月26日の18時30分、大沼・坂下統合高校説明会がありました。中学校の生徒、  
大体30名が集まりました。2年生を対象にした説明会でした。保護者と生徒が30名  
ほど集まり、新しい統合高校の説明がありました。なお、坂下のほうの説明会もあ

ったそうなのですが、坂下は15名の参加だったそうです。

それから、3ページですか、一番上のほうに廃校校歌CD寄贈というのがあります。これは、町民の方より小中学校、廃校になった学校について、校歌をCDに焼いて寄贈していただきました。現在図書館に管理してもらって貸出しができることになりましたので、教育委員のほうでもしそういう同窓会とか、そういう機会があれば、ぜひ校歌のCDについて、お話をしていただければありがたいと思っております。

何か委員からご質問等あればお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長                   では、ご質問とかご意見等がなければ、教育長の報告は終わらせていただきます。

#### 4. 審議事項

教育長                   4番目の審議事項に入ります。報告1件、議案3件となりますが、報告第13号と議案第81号、それから議案第82号については個人情報が入っておりますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき、非公開ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎報告第13号(非公開)

◎議案第81号(非公開)

◎議案第82号(非公開)

◎議案第83号

教育長                   続きまして議案第83号を議題にしたいと思います。  
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長           (議案第83号「第3期会津美里町教育振興基本計画について」説明)

教育文化課長補佐      (追加説明)

教育長                    ありがとうございました。  
事務局から教育委員の意見の部分について説明がありました。幾つかは原案のとおりにさせていただくということであります。まず、事務局の説明にあった幾つかの意見を取り上げさせていただいて、あとは原案のとおりとさせていただきたいということなのですが、ご質問とかご意見等あればお願いします。教育委員はこれが最後になるわけですか。

教育文化課長補佐    最後です。

教育長                    あとは、庁議とか全協とか議会のほうに行きますので。

教育文化課長補佐    策定委員会は11月11日で終わっていますので、あまり大きな変更はない。

教育長                    ご意見等いろいろいただきましたがよろしいでしょうか。

委員                    はい、ないです。

教育長                    いろいろと丁寧なご意見等いただき、ありがとうございました。議案第83号については、ご意見等がないようですので、原案のとおり了承をお願いしたいというふうに思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長                    ありがとうございました。議案第83号について、原案どおり決しました。ここで、1時間ですけれども、休憩しますか。よろしいですか。

教育文化課長        はい、それでは10分ぐらいでしたら。

教育長                    そうですね。10時5分まで休憩ということにしたいと思います。

休    憩            午前 9時53分

再    開            午前10時05分

教育長                    それでは、再開させていただきます。

## 5. 協議事項

教育長                    それでは、5番目の協議事項に入ります。

(1) 番目、成人式のアンケート調査結果報告及び今後の開催方針(案)についてを協議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 ((1)「成人式のアンケート調査報告及び今後の開催方針(案)について」資料により説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 そうすると、2月の定例会というのは2月の定例教育委員会でいいのですよね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 この後社会教育のほうでご意見をいただいて、2月の定例教育委員会で決めるということなので。

教育文化課長補佐 再度上げさせていただいて方針を決定したいと考えております。

教育長 今日は、アンケート結果と、見通しですか、要するに開催年齢、開催時期、それから主催者、この3つについて、ご意見等あれば伺っておいて、なおかつ社会教育のほうのご意見もいただいて2月に決定するということですよ。

教育文化課長補佐 はい。この開催方針につきましては、このコロナ禍の中での開催を今後踏まえるということも考えておまして、原則論として、このアンケート結果に基づいて町では開催したいというふうには思っておりますが、コロナのウイルスの性質上、冬期間は生存期間が延びるということも考慮すべき事項ではあるとは思っています。ただ、基本的な方針としてはアンケートに沿うような形で、ただ実際の開催につきましては、コロナの拡大も含めながら来年度以降については考えていきたいということも、事務局側としては考えております。

教育長 事務局から説明のあったとおり、アンケートに基づいた開催年齢と時期、主催者、この3つについてご意見等いただければということです。なおかつこのアンケート、時間そんなにないのですけれども、質問があれば、お願いしたいと思います。このアンケートには今年の成人式を受けられる方、中止になりましたが、その方も、ここに大学2年生と入っているの、アンケートはいただいているということになりますね。

教育文化課長補佐 はい、いただいております。

教育長 委員、何かありますか。意見とか何かあれば。

委員 特にはないのですが、ずっと夏にやっていて、多分昔は交通障害等で冬は帰って

これないとか、そういう理由で夏開催となったと自分の中では思っていたので、交通網も発達し、冬に開催する、成人の日に開催できるというふうに多分子供たち、このアンケートの結果を見てもそう思っている人が多かったのかなというところで、1月開催は賛成です。主で開催するのも町のほうが主催をしてあげるのを希望しているということもそうなるかなと自分の中では、決して近い年齢ではないのですが、何か同じことを思っていた、そんなふうに思います。以上です。

教育長 開催年齢についてはどう思われますか。18ではなくて二十歳、成人ではないけれども、二十歳を祝う会とか、そういう形で成人式に代わるものを二十歳でやるか。

委員 18歳の今の子供たちも自分たちが成人したという気分ではない、選挙権が与えられたとしても、成人として認められる、自分たちが認められる年齢に達したって多分思っていないのではないかなというふうにこの結果で思います。

教育長 すると、委員は、開催年齢、時期、それから成人式の持ち方の主催者、これについては事務局から説明のあった原案でいいのかなというところでしょうか。

委員 はい。

教育長 ありがとうございます。委員どうでしょうか。

委員 私も18はなかなか無理かなと。18は、民法で認められても、結局お酒飲むのも二十歳。それを実質的に考えていくと、18でやったときに障害が出そうな気がするし、18は落ち着いていないと思うのです。大学とか社会に出るので、1月にやれば落ち着いていないので、二十歳がいいのかな。そのほか開催時期とか、それから主催者に関しても、今の時代にあって、一番は、アンケートでそういうふうになっているのであれば、方向性としては検討の対象としてはいいのではないかなと私は思います。以上です。

教育長 委員と同じように原案のとおりでよかろうということですか。でしたら、委員、何か今お二人の委員のところに付け加える、ないしは反対の意見があれば。

委員 いや、全然付け加えではなくて、賛成なのですけれども、この雪の中でよく80%近い賛成というか、1月に開催したいというのはちょっとびっくりして、私も二十歳のときを思い出して、やっぱりここで夏にやったのです。本郷小学校の体育館かな。だから、あれからもう何十年も、ずっと夏にやってきたのに、1月に開催するって、雪がすごく心配なのですけれども。非常に。今年だって大雪降るみたいな話ですし、だからその辺は雪国ならではの悩みはありますが、こんなにみんなが1月だったって、そこがすごく驚きでした。でも、賛成ならばね。

委員 ただ、ここ何年、若松はずっと冬だった。

委員 ずっと冬でしたね。

委員 だから、そこら辺が。

委員 そんなに距離的に違わない。やっぱりこっち雪多いのかな。

委員 ちょっと大きいですよ、これ。橋渡るとやっぱり大きいよね。

委員 いや、違いますよ。若松少ないですよ。

委員 やっぱり若干少ないですか。

教育長 委員、何かありますか。

委員 私もこれ、なかなかだなと思いました。やっぱり1部と2部に分けるというのはすごくいい考え。まず、年齢的なところ、確かにおっしゃったように、結局高3が18歳になってしまいますよね。卒業した次の年ではないですよ。だから、受験関係があって、ちょうどこの頃受験が真っ盛りな頃なので、これからいろいろ進学のことを考えていくと、やっぱり18歳はあり得ないかなと思うので、二十歳を祝う会というのはいいと思います。あと、1部、2部分かれてやる、これも非常にいいと思いますし、2部のほうは、式典は当然町が主催する、式典のほうは実行委員会をつくる。これすごくいいと思うので、実行委員会をつくって立ち上げてもらって企画してもらおう。その年その年のいろんな特徴が出て、非常に印象に残るのではないかなと思いますし、あとは恩師のメッセージとか、そういうのも入るというのも、これ実行委員会の企画でしょうけれども、そういうのをやっていただくということで、いろいろ柔軟性を持たせる、企画力を持たせるということは主体性があるって非常にいいかなと思います。冬は確かに、これ見ると振り袖を着たいという女性の意向がすごく出てきているし、親御さんは大変かなとは思いますが。お金はかかりますので。なかなか今の若い子たち、振り袖を着るという時期がなくて、写真撮りだけは前もってするかもしれませんが、それを着てそういうイベントに行くということがほとんどない、経験がされていないので、やっぱり日本の伝統文化を継承するためには、振り袖を着たいというのは一生のうち1回はあってもいいのかなと思うので、夏は着られないので、冬の時期かなと。委員、言われるように吹雪になったりすると大変ですけども、それは結構若い人たち乗り越えるというか、あまりたまげないというので、1月がいいというのも何かすごく気持ちが分かるので、それに乗っかってみる必要あるのではないかなという気がするので、基本的にはこの案すごくいいなと思います。

教育長 ありがとうございます。私も年齢とか主催は賛成なのだけでも、開催時期が冬だというのがちょっとびっくりしました。我々の頃にちょうど冬から夏に変わっ

た。今の大学生ないしは二十歳になると、もう車もあるしね。

委員            そうですね。というのと、あと意外と3月頃とかは休みとか、なかなか節目にならない。それから、年末年始とか、お盆のお休みとかというのがありますけれども。

教育長           やっぱり着物そのものの、昔の人と今の人では着物に対する憧れというのが違うのだらうね。昔は、夏休みにやったときに女の人、もちろんだけれども、振り袖云々なんていう話も一言も出なかったね。

委員            結局制服なんかで今10万くらいするではないですか。中学生でも。高校生なんか十何万したり。でも、やっぱり何かそういうのと抑えるところがあつたのかなとも思います。夏にやることによって軽装というか。冬になるとどうしてもみんなで着物を着なくてはならなくなってしまうりするではないですか、状況的に。そうすると、親の負担が。今から貯蓄しておいてもらうしかないでしょう。いろんな状況はあつたとは思いますが、きっと。そういう華美にならないようにとか、いろいろあると思います。

教育長           合算すると40年前にやったとき結構貸し衣装なんてあつた。

委員            貸し衣装というか、大学のときは振り袖を着て卒業式出ましたけれども、やっぱり買ってもらいましたよね。そろえてもらいましたよね。

委員            昔は買ってもらったでしょう、卒業式の着物。今は貸し衣装です。

教育長           今はほとんど貸し衣装ですよ。

委員            貸し衣装ですね。

教育長           それでは、この協議の中では大方、年齢と時期と主催者の持ち方については事務局の案でいいでしょうか。そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           それでは、協議題の(1)番目終了しまして、続きまして(2)番目、会津美里町学校施設長寿命化計画及び会津美里町公共施設長寿命化計画についてということで協議題にしますので、事務局の説明をお願いします。

教育文化課長       ((2)「会津美里町学校施設長寿命化計画及び会津美里町公共施設長寿命化計画について」資料により説明)

教育文化課長補佐   (追加説明)

教育長                    ありがとうございます。  
課長からと、課長補佐から話のあったことに何か追加ありますか。

教育文化課長        はい。あと、本日委員の皆様は素案をご説明いたしましたが、この後1月4日の庁内の会議でこの素案についての決定といいますか、話合いを持ち、そして1月の12日に議会にも説明するということでしたので、事前に教育委員の皆様方のご意見をいただいで、教育委員会としての意見を取りまとめたいと思っております。

教育長                    ありがとうございます。  
今、課長と補佐のほうからあって、1つはこの計画、もう一つは今課長から、統廃合という話ありましたが、それとは別に、統廃合も含めた町の教育の在り方、これについて教育委員会でも話をし、そして検討委員会を立ち上げるというような話は、町長、その他に了解をいただきました。ですから、統廃合だけではなくて美里町の教育がどういうふうにあるべきかというのを教育委員会で早急に話をすると。それからあと、3つ目としては、今課長補佐から話のあった施設の中、特に本郷体育館についてのご意見等になるかと思えます。

この計画は前もって見てもらっているでしょうね。その素案。今日は、全部これやるとなると時間が足りないと思うので、いろいろ協議、そこで提案なのですが、体育館関係と、それからそれに関連してさっき出たテニスコートとか、そういう全体的なスポーツ施設について、事務局で資料を作っていただいで、1月の全員協議会前、12日前に一回臨時の教育委員会を開いていただいで、教育委員会としてはこういう方向でいったらどうだろうか話合いをしたいと思うのですが、どうですか。

委員                    ちょっと今だけ、思ったことだけでもいいですか。

教育長                    それで、今日ここで結論は出ないけれども、意見とか質問あればここでもらっていいですか。

委員                    ええ。せっかく提案されたので。

教育長                    どうぞ。

委員                    その前にちょっと1つだけ。タイムスケジュールどうなっているのですか。具体的に。

教育文化課長        具体的には、先ほど申し上げました1月12日の議会の全員協議会で説明をして、その後は町民懇談会があります。総務課が主なので、私のほうもそれに乗っかる感じですので、いつというのがはっきりはしてはいないのですが、1月に。

委員 いや、なぜお聞きしたかという、我々の意見がどの場でどういう次元でやればいいのかということで分かれば良いのですけれども、最終的に3月の議会か何かで決定されるのですか。

教育文化課長補佐 いや、2つの計画につきましては、議案としては出さないです。

委員 議案としては出さない、決定しないということですか。

教育文化課長 議決案件ではないということで。

委員 議決というよりも何らかの決定はするのでしょうか。

教育文化課長 決定は3月にはするような予定になっています。

委員 それがこの定例会、要するに教育委員会に諮って、どういうふうな形で関わっていけばいいのかだけ分かればいいのですが。

教育文化課長 今回この素案の説明をしてご意見いただいて、議会と町内の説明会の後で。

教育文化課長補佐 素案について、あとパブリックコメントをやるのです。この2つの計画について。

教育文化課長 3月にその意見を基に庁議決定をします。

教育文化課長補佐 庁議決定で終わり。

教育文化課長 決裁で終わり。

委員 庁議決定が、そうすると3月の。

教育文化課長 3月の頭だと思います。

委員 では教育委員会としての考え方を明確にするのは12月中ということですか。

教育文化課長 特にこの学校のほうについては教育委員会としてということになるので、これを2月末か3月の頭の臨時会かどこかで教育委員会でこれを決定していただくことになると思います。

委員 2月の下旬か3月上旬に決定をする。

教育文化課長 はい。

委員 分かりました。

教育長 いいですか。

委員 はい。

教育長 ただ、でもここの学校関係はあくまでもこの素案の中身についてであって、それから最後の2行についてはこれから時間かけて。統廃合の関係。

委員 それは分かりました。

教育長 ということになるかと思います。  
では、委員、どうぞ。

委員 せっかく提案されたので、やっぱり感想とかがあると思うので、それぞれに。ただあと終わりではなくて。それで、教育委員会に出された長寿命化計画は非常によく、自分なりにはしようがないなという感じはするのですけれども、ただ最後の本郷体育館について、前からずっと話題に上がってきているのですけれども、それでいろんな資料から綿密に提案されているのですが、もう一つ、各施設で利用している団体の利用者ということで体育館のがありますが、私としては、本郷中学校の部活はどうするのだろうというのがあって、結局全体的に見れば、ほかの団体のところに行けるかもしれません。自分の車を持って。だけれども、この本郷中学校の部活は一体、月曜日から、見て分かるように4か所あるのですが、これを中学校の中でできないから、ほかの部活ときっとぶつかるからできないとは思っているのですけれども、そういうのはどういうふうにかこの教育委員会の中ではやっていくのかが。この間プールが駄目になって、その代案としてなっていますが、何かそういう意味で、私の勝手な考えかもしれないけれども、やっぱり横並びに同じような質というのを提供はお願いできないかなと思っているところなのです。これは、本郷中学校ではなくて例えば高田中学校だったら、私はそういうふうと同じことを言ったと思います。ですが、今話の中では本郷第二体育館とか学校開放へ移行できますよとなっていますが、それは別団体ならばできるかもしれないけれども、中学校の部活については、一体どうするのかなというところが非常に大きな疑問だったので、そこら辺もやっぱりただ移行すればいいという形ではなくて、中学校の部分もきちんとお願いしないと、中学校の校庭とかそんなところも考えたときに、ちょっと大きな落差があるなというふうに思っているのですね。ですから、今中学校の近くにある本郷体育館だからこそ活用できるという感じもあるので、だからそのまま存続とかというわけではないのですが、ではどうするのかというところまでちょっと踏み込んでぜひ教育委員会のほうの、決定するだけではなくて、お願いしたいということ。

教育文化課長 本郷中学校の部活についてなのですからけれども、生徒数も随分減っていますので、

部活の数としても減ってきているところですが、本郷は、本郷中学校の前に町民体育館があったので、そこを使って、中学校と体育館と、あとグラウンドとというふうに部活の活動場所が広がっていたわけなのですが、本郷小学校が隣に来ましたので、本郷小学校の体育館ということも考えられるのかなと思っています。例えば新鶴小中学校ですと、新鶴中学校の部活は新鶴小学校の体育館を使ってというのは前から、前後にありますので、そういう形でやっていたということもあります。本郷中学校の部活がもうだんだんなくなっています。前はブラスバンドもあつたりとか、その昔だと何か自転車部とかがあつたと聞いたのですが、そういうのもだんだんなくなっていますので、そこは小学校と、せっかく隣にあつて連携しましょうということで造っていますので、小学校との話し合いも必要かとは思いますが、そういった形の利用も可能かなとは思っています。ただ、あとは中学校統合までどんなふうに部活が推移するのかということもあるのかなと思います。そこはやはり中学生の部活ができない状況というのはよくはないと思いますので、どのようにしてできるかというのはよく話し合っていかなければいけないかなとは思っています。

委員                   私、その辺は一番お願いしたいところです。  
以上です。

教育長               ただ、今課長が言ったように、一番大切なのは今後の中学校の部活動に不自由をかけないように最大限の配慮を考えるというところではあるのですが、現実問題として本郷中学校の部活動、本郷体育館をどのように使っていくかという現状なのです。今、本郷体育館は本郷中学校が卓球のみ、卓球台を置いて使っています。だから、その卓球台、早く言うと本郷体育館なくなって使用できなくなるでしょう。困るのは結局卓球部だろうと。今のところね。その卓球の在り方をこれから検討していくというふうには考えて、それが卓球もあつて、バスケもあつて、バレーもあつたら、これはちょっと大変になるけれども、その辺のところを補正していけば、部活動については課長や委員が言われるような配慮というのは必要だと思います。委員、何かご意見とかあればどうぞ。

委員                   本郷中は、各部で利用、練習できる場所というのがそれぞれ個々で準備されているというか、非常に恵まれている状態ではあるのですが、それがなくなると、自分たちの頃は、卓球部は校舎内で練習したり、体育館を、バレー部もあつたので、バスケ部あるいは卓球とで日替わりで交代で使っていたのですが、近くに本郷小の体育館はあるとは、非常にすぐ行けるのですが、バスケットは行けないのです。ゴールネットの高さも全部違うので、行けるとしたら卓球部が行ける。そうなった場合に、時間的に重なったときは小学校優先となると、では卓球部は部活なしというふうにもなったりもしてしまうのかななんて思ったりしていたのですが、第二体育館まで自転車で行けないことはないですけども。

委員                   遠いね。

委員 うん、ちょっと遠いな、現実問題ではちょっと遠いなって。そうなったら、卓球部がすごく多いので、本郷中は。

教育長 多いですね。

委員 はい。ただ、弊害もあって、離れている分、部活をサボって帰ってしまう子たちが非常に多いのです、卓球部って。所属はしているのですけれども、実際に部活に行っていて練習している子は3分の1ぐらいしかいないという。やっぱり先生の目が届かない場所でもあるので、その辺は、練習はできないけれども、近くに管理ではないのですけれども、というも。難しい問題ではありますけれども。

委員 先生ついていないのですか。

委員 先生は、当然部活は行きますけれども、最初の始まる頃に先生が体育館で待っているわけではないので、いろいろな仕事終わってから行ったときには生徒は、誰々君はもう帰って、いませんとか。

教育長 2つぐらい掛け持ちしているとか。

委員 いや、部活の掛け持ちはしていないですけれども。

教育長 すぐには先生来ないだろうから。

委員 大体5時ぐらいです。どの部でも先生方が部活に顔を出せるのは5時くらいなので、3時半ぐらいで、では部活に行ったとしても、1時間半ぐらいはもう子供たちだけでいてというのは現状だと思います。

委員 それはよくないですよ。

委員 今そんなですよ。

委員 現実には。

委員 現実ですよ。

教育文化課長 先生がいらないということがよくないですよ。そこで何かあったらどうするのというところですよ。

教育長 それが一番だな。やっぱり校長先生に。

委員 ただ、現実にはずっとはついていないものね。

教育文化課長 いや、最初行く人、例えば最初行く先生。

委員 5時って言いましたけれども、始まった頃からはいられないですよ、なかなか。

委員 今回のこの素案に関してですが、本郷体育館の存在というか、もう老朽化していますよね。それを補修していくということよりは、もう少しコンパクトにした方がいいと思うのですが。簡単に言うのですよ。これだけ修繕。いろいろ需要は結構、年間何千人も使っているんで、需要はあると思う。ただ、結局、第二体育館とか小中の学校開放で使えるとすれば、そちらのほうに少し集合させて、なるべくコンパクト、スリム化したほうが、費用的な面とか維持管理がかかっていくとすれば、それはやっぱり考えるべきだと思うのです。今までの既存ありきをそのまま改修していった長寿命化を図るといふ趣旨も分かるのですが、これからはもう人口減少もあるし、利用団体が減っていくような推計値が出ていますので、そこはやっぱりコンパクトにしていかなければいけないと思います。

教育長 ありがとうございます。

それでは、さっき委員からも出たように、大きな問題は、本郷体育館からまず、ということで、本郷体育館について、ある程度教育委員会としての考えを持っていく、または表に出したほうが良いと思うので、1月にもう一回その本郷体育館の存続の在り方について、臨時会を開きたいのです。

委員 それも1月の早めの時期に招集して。

教育長 もちろん4日、間に合わないけれども、全員協議会が12日だから、12日の前ですよ。

教育文化課長 すみません。8日金曜日までの間であればと思うのですが。

委員 8日金曜日前まで。

委員 そうそう、その次の週だから。12日は。

委員 それ作らなくてはいけないのでしょう。

教育文化課長 やっぱりある程度町内全域の体育施設のバランスというのが必要なかなと思うので、今本郷地域の特に体育館の部分だけでお話しさせていただきましたが、テニスコートであったり、グラウンドであったり、体育館、あと体育場とかもありますし、とにかく数としてはありますので、その整理をしていかないと難しいということがありますので、申し訳ありませんが、1月にもう一度お願いしたいと思います。本郷体育館は、借地だということが1つ大きいところなのです。町の基本

的な考え方として、借地は返すというのが早い段階での、もう5年前からそういう話でしたので、先ほど課長補佐から話ありましたが、体育館、生涯学習センター、あとテニスコート、それらの借地の部分を返還できるような方向にというふうにするためには、皆さんの社会体育がある程度できる範囲でということも考えながらそこを返していけるようにしていかななくてはいけないのかなと思っています。

委員 　だから、行政の立場ともう一つ、行政の立場って結局、今回の教育基本計画もそうだけれども、大綱を踏まえた運動、要するにいろんな町民の健康を踏まえたこと、健康だけではないね。とにかく運動ができる環境って大事だって一方で言っているわけです。そうすると、今の本郷が一生懸命やっているスポーツの関係を何らかの形で留保できなければ、何かそこも、うそをついてしまうのかという話になってしまわないですか。今この問題と調整をしていって、どこかで妥協点が出てこない、行政には大変かもしれませんが、そこを我々が考えるのではなくて行政で考えてもらうしかないです。計画があって、今のこの借地を解消したいということ、今の運動を一生懸命やっている本郷の町民の人たちのその環境を継続できる、大変かなとは思いますが、どうしてもそれしかないかなと思うのです。それを今ちょっと、私の基本的なところで2つ3つお聞きしたいのですが。

教育長 　全体を。はい、どうぞ。

委員 　これが議会の議決事項ではないのは分かったので、言ってもいいのかなと思いましたが、これをベースにしているいろんなことが進むわけですね。そうしたときに、これ最初から長寿命化計画と言っています。ただ、この中身見たらば、施設の適正化もかなり言っているわけです。コスト計算がありましたよね。どっちのページにもコスト計算ありましたけれども、結局40年間のコストを計算したら、施設適正化の部分で通常の長寿命化より安いわけでしょう。安いというか、低いわけですね。この施設適正化の部分ってどういうふうにして例えば現実に捉えていくのかなというのが出てこない。要するに検討しますとは書いてありますけれども、これは全て長寿命化ありきではないですか。でも、施設の適正化って必ず求められることだとすれば、それがもっと前面に出てこない理由って何なの。

教育文化課長 　一応長寿命化で80年ぐらい使いましょうということで長寿命化していくということで、計画上は長寿命ということでの文言が入ってはいるのですが、それと財政的な計画と踏まえて、これ全部長寿命化して残していくということではなくて、ここから長寿命化の工事ですか、そういう長寿命化していくものは長期財政計画と併せて検討しなくてはいけないということがありますので、長寿命化とは書いてあるのですが、実際これ全部本当に残すということではない。

委員 　ですね。だから、長寿命化計画って、これ表に出てしまうと、全ての施設が長寿命化のためにコスト計算もして、大規模改修とか何かもそれに基づいてやるというイメージがあるではないですか。だけれども、本来人口減少でいけば施設適正化

というのはもっともっと喫緊の課題だと思うのです。何でそれが表に出てこないかがよく分からない。検討するって言っていますけれども、全てこれ長寿命化で表題つけば長寿命化を前提に我々は考えなければいけないと。そうではないような気がするのですけれども。それは、町の方針としてはしようがないのですか。

教育文化課長 おっしゃるとおりなのです。長寿命化をするためのコストをいろいろ検討して、長寿命化するものと処分していくものというのが整理されていくといたしますか。それを明らかにまだ町できていないのだと思います。どの施設を残す、どの施設は処分するというのが、処分というのは言い方変ですけれども。

委員 そうですね。それは町民の話も聞きながら、これだけやっていけないではないですか。ただ、これが10年間の計画で長寿命化が出ると、どうしても長寿命化ですつといくのではないかというイメージが強くて、施設適正化という、要するに縮減する施設、適正化の施設としての在り方を検討するのがおろそかになってしまう、もしくは町民の意識がそっちに行くのではないかという心配しているわけです。それは大丈夫なのですか。

教育文化課長 本当に適正化ということが必要なのです。ただ、今後5年間、10年間か、ぐらいに長寿命化の工事をしていくものと、修繕工事をしていくものと、あと解体していくものというのは、これにはないのですが、一覧表には後から出てはくるのです。今後10年間での。ただ、町の施設の計画の54ページ以降ずっと将来方針と検討結果というのがあって、ここに長寿命化を図るものと解体を予定するものとかは将来方針というところの部分には書いてはあるのです。例えば56ページにあります、56ページに宮川生涯学習センターの旭分館、藤川分館とか、各元の地区公民館と。

委員 それは分かります。そういうふうに明確になる部分と、十分よく分かりました。

教育文化課長 あとは、はっきり入れていないと思います。

教育長 決まっていない部分はまだいっぱいあるのだよね。

教育文化課長 はい。

委員 そうですよ。だとすれば、どうしてもこの長寿命化計画という表題が非常に何か足かせになるのではないのかなとちょっと心配なわけです。

教育長 長寿命（解体も含む）とか。

委員 何か適正化みたいなのでしょう。

教育長 では、そのところは委員から今もらったことが。

教育文化課長　こっちも文科省のを基にして作ったのですが。文科省で学校施設の長寿命化計画をつくりなさいというのがあるので、それに合わせて町のをつくったのですが。

教育長　ベースは、文科省のほうの長寿命化計画ということでもいいのですか。

教育文化課長　というふうに総務課でまとめたので、総務課でそんな話をしていましたが、詳しく分からないので、よく調べておきます。

教育長　もう一回1月の臨時会で、もし総務課に聞いて回答あれば委員に示していただきたいと思います。では、2つ目は。

委員　2つ目は、これ計画の長寿命化していくときに、今脱炭素社会の話出ているではないですか。長寿命化したときに、そういったコスト、要するに光熱費みたいなどころのコスト削減の部分って、この中で考えているわけではないでしょう。要するに建て替え、もしくは何かするときに。

教育文化課長　考えていないと思います。

委員　2050年までゼロにするということではないですか。そしたら施設に絶対それが出てくるのです。そういうのってどういうふうに。いやいや、入っている、入っていないなんていうことではなく、考えていきますというところがどこかにないと困るのではないかなということなのです。

教育文化課長　そうですね。

委員　あれだけはっきり言われて、いや、施設改修するときに全然考えていませんでしたはやっぱりないのかなと思いますので、そこはどこかで必要なのではないかなと思います。

委員　逆にお金かかるね。

委員　そうですね。幾らかかるのだ。

委員　ゼロエネルギーね。

委員　脱炭素ゼロなんていったら大変ですよ。

委員　今すごく少なければいけないものね。火力あるし。

教育長　あと、いいですか。

委員 はい、いいです。

教育長 その2問だけね。

委員 はい。

教育長 では、それはご意見として承っておいて、回答できるものは回答してください。そのほかよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、日程等については、この後でまた相談します。

では、次、(2)番目の協議事項は終了にさせていただいて、(3)番目、「令和3年度学校教育重点事項について」です。

では、事務局の説明をお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((3)「令和3年度学校教育重点事項について」資料により説明)

教育長 今年はいろんな学校行事が中止になって、学校のほうも計画どおりいかなかったということで、今指導主事のお話のとおり令和2年度をもう一回おさらいするという形かなと思います。それから、状況として変わってきたのはそこに書いてある赤字の3つ、これについては令和3年度特に力を入れてやっていきたいという考えがありますが、委員の方々からご意見、助言等お願いできればと思います。

委員 感想ですが、確かな学力の定着の中にICTは入って当然かなとは思いますが、何かみさとの教えの実践とみさとの学びだけで確かな学力の定着というのはどんなものなのかなと。もう一つ何かうたわなくていいのかなというふうに思うのですが、学力向上に対しての。福島県で出ているそういうのもいろいろ前は出ていたような気もしますが、何かそういうのも1つ入れておかないと何か美里だけで終わってしまっているような気がするのですけれども。みさとの教えとみさとの実践でできるのかなというか、もうちょっとより高いものをここに入れていく必要ないのかなと思いました。

教育長 あとは。その1点ね。

委員 はい、まず1点。

教育長 県のほうで何かそういうのはあったのですか、先に。

教育文化課主幹兼指導主事 指導絡みですか。

教育長 うん。指導絡み。では、取りあえず今委員が言われる、みさとの教え、みさとの学びだけでは、早く言うと町内だけで終わるような感じする。では、ここにもう一つ何か県のほうのがあれば。

教育文化課主幹兼指導主事 県のほうはスタンダードに基づいた。

委員 活用ですね。

教育文化課主幹兼指導主事 活用ですよ。あとは、もう一つ、今年やりたかった福島学調のエビデンス、根拠を基にした指導力改善、そこは来年できるのかなという。1回やっただけで今年できなかったの。

委員 しかし、授業参観していただくと、やっぱり先生方の研修の機会がすごく減っているではないですか。だから、申し訳ないけれども、授業力というのはどんどん落ちているなどは感じたので、そこら辺はぜひ入れていって、教師としてちゃんと子供たちを教え導くというところの基本を、基本というのかな、そういうのをきちんと意識しながらというのは大事かなというふうに思ったのですが。

教育長 では、「みさとの教え」と「わかる授業の実践」か、その間にもう一つ何かあれば後で入れておいてください。

教育文化課主幹兼指導主事 はい、分かりました。

教育長 そのほかどうでしょう。よろしいですか、これについては。

(「はい」の声あり)

教育長 では、1つだけ言っておきます。2つ目の不登校児童生徒への支援というふうに書いてはあるのですが、令和2年度、コロナもあって、中学生がトータルで17か18になっています。小学校が7名か8名になっています。かつて、今から10年前かな、高田中学校だけで十何名不登校がいて、それを何とか1桁台にということで努力はしてきたのですが、また2桁台に戻りつつあるということです。特にこの不登校については、今指導主事が各学校と連携してその不登校の支援計画、どういうふうにやっていけばいいのか、それぞれの学校で作成してもらったりして来年度に向かっていくというような努力をしていますので、来年は特に不登校の児童生徒への支援、これについてもいろんな形でやっていきたいと思っています。

あと、コミュニティ・スクール、これは前に話したとおり、令和3年度については試行期間、令和4年度から一斉に学校運営協議会を持つコミュニティ・スクール、これを入れていきたいということでもあります。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長                    そういうことで3番目についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。  
                              では、次、4番目、その他について何か事務局であれば、課長お願ひします。

教育文化課長        (「会津美里町教育委員会における新型コロナウイルス感染症に係る公表基準(案)」  
                              について、資料説明)

教育文化課長        なお、町で直営のものだけではなく、例えば児童クラブですとか、あとは私立の  
認定こども園ですとか、そういった部分につきましてもこの基準を事前にご了解を  
いただき、町と同じような対応とさせていただきますと思ひております。

                              県で発表されるのは居住地、例えば会津美里町に住んでいる方であれば会津美里  
町、年齢の何十代、女性か男性と。あとは、前ですと県内何例目の濃厚接触者とか、  
その程度だったかと思ひます。今だと何例目って出なくて、県内陽性者の接触者み  
たいな形で出ているかと思ひますが、場合によっては、町の施設、教育委員会所管  
の施設で出た場合には、個人情報には十分注意をし、そういったことが出ないよう  
にしながらも、皆さんに安心していただけるように公表していきたいと思ひており  
ます。

教育長                    ありがとうございます。  
                              何かご質問ありましたら、ご意見お願ひします。

委員                    これ公衆衛生上の対策、当然もし陽性者が出れば保健所が疫学的調査をするので、  
そういう中でちょっと広がりがあるかもしれないというときに、その公衆衛生上の  
対策として休業予定とか消毒の実施とか濃厚接触者の特定ありますけれども、要す  
るにいわゆるPCR検査とかをどの範囲までやるか。仮に全校生徒やりますとか、  
全職員やりますとか、その辺がもしも保健所と話しした上で、保健所は濃厚接触者  
だけを特定していただけなのです、きっと。疫学的調査では。ただ、濃厚ではない  
接触者というのがいますので、そうすると結構範囲が広がるので、そうすると結  
局町独自で調査を進めて、保健所の指導が主になりますけれども、それ以外にも町  
としてちゃんと全体的なものを考えて検査を進めない不安が募るということにな  
りますので、特に学校なんかそうだと思うのです。だから、濃厚接触者だけの範囲  
よりも、町としては、職員全員、学校の場合は教職員全員PCR検査を行う予定し  
ていますとか、そのくらいまでの範囲を入れたほうがいいのかなと。

教育文化課長        ここに。

委員                    というか、文言入れるときにそこへ、公衆衛生上の対策の特定などという、「など」  
の中にそういったものも含めて考えたほうがいいのではないかと。

教育文化課長        含めて考えておくという。

委員 はい。濃厚接触者だけとなると、その人だけがもう何か陽性ではないかというふうに思ってしまって、ところが症状はなくても普通に接触してもう感染しているリスクが最近多いので、ですから結構範囲広げてやるのです。ばさっとやって、みんな陰性であれば大体はいいだろうというふうに認識が変わってきているので。ですから、保健所と相談をしておきながら、町としてはちょっと大きめに範囲を広げて検査体制を進めるというところまでの範囲で、全校生徒を対象にしますよとか、3年生がもしも発生すれば3年生全学年やりましょうとか、そのぐらいの範囲までのPCR検査を予定しますとか、そのぐらいまで入れていかないと、それは実施することを前提ですけれども、ということも公表の対象にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。これは検討してみてください。

教育文化課長 ありがとうございます。

教育長 そうですね。保健所がいう濃厚接触だけではなくてね。

委員 そうなのです。だから、結構意外と今、濃厚接触以外は、接触しているけれども、長時間ではないからいいでしょうみたいな感じで指導はするのです。それで乗っかっていくと、そこで意外とまた拡大が。昨日出た介護事業所、利用者に濃厚接触者いませんって保健所が言ったのです。ところが、法人独自で調べたら6人も出た。

教育長 保健所で濃厚接触者と断定して、その人らは保険を使ってPCR検査できる。

委員 そうです。結局行政検査やるのです。

教育長 ということは、保健所で濃厚接触というふうに認定しなくて、町独自で広めてやりますね。

委員 それは一応行政検査にはならないのですけれども、それで話合いです。結局行政検査やってくれって。町がお願いをして、そこにいるかもしれないからという行政検査でやる検査が多くなります。

教育長 そうすると、それは保険で。

委員 はい。保険というか、公費でできます。今回の場合は法人独自で、特定者はいませんと言われて、事業はやってもいいですよと言われてたのですけれども、心配で、法人が独自でやりますというところでやったのです。その利用した日にち、陽性者が出た2日前から利用した利用者も全部ひっくるめて職員もやったら6人出たのです。だから、それが行政は失敗だったのです。だから、あれは全部行政検査で広げて、全部費用は負担したはず。最初はもう法人はうちで金払うからやりましょうというふうに自己責任でやったと思うのですけれども、結果的に負担した。

委員 要するに保健所は何か調査基準があって、マスク外して話したことはないならば、マスクしているのだから、接触者かもしれないけれども、濃厚ではないというふうな判断をするのです。それが今最近出てきているのです。

教育長 では、今委員から言われたことも入れながら、「など」について入れておけばいいのですよね。検討してください。

委員 そうですね。その中で判断をして通してもらって。

教育文化課長 ありがとうございます。

委員 そうすると結構安心。一応全部やるのだなみたいなことを。

教育長 そのほか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、ありがとうございました。  
その他、そのほかありますか。よろしいですか。

(「ないです」の声あり)

教育長 では、4番目のその他を終わらせていただきます。

## 6. 報告事項 ((3)、(4) 非公開)

教育長 6番目、報告事項に入ります。簡単にお願ひできればありがたいと思います。

教育文化課長 ((1)「議会11月会議について」資料により説明)

教育長 ありがとうございました。  
では、次、(2)番目、共催・後援承認依頼についてです。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」説明)

教育長 次、(3)番目、児童・生徒に関すること、それから教職員に関すること、これについては個人情報がありますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項により非公開といたします。併せてお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((3)「児童・生徒に関すること」説明)  
((4)「教職員に関すること」説明)

教育長 ありがとうございます。  
では、次、5番目、生涯学習に関すること、お願いします。

公民館長兼図書館長 ((5)「生涯学習に関すること」資料により説明)

教育長 では、途中経過ということで、報告でいいのですよね。

公民館長兼図書館長 はい。

教育長 ありがとうございます。  
それでは、次は教育関係施設に関すること、お願いします。

教育文化課長 ((6)「教育関係施設に関すること」説明)

教育長 ありがとうございます。  
では、続きまして7番目、事務局報告事項の教育文化課報告ですか。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」資料により説明)

教育長 あと、(8)番目、その他、何か報告事項ありますか。

教育文化課長補佐 ないです。

教育長 よろしいですか。  
それでは、報告事項は終わらせていただきます。

## 7. その他

教育長 7番目、その他、今後の行事予定についてをお願いします。

(行事予定について協議)

教育文化課長補佐 2月20日のジュニア文芸表彰式については、来賓はなしでやるということで。

教育長 やるのはやるのだけれども、来賓なしね。

来賓なしと。よろしいですか。

それでは、次、(2) 番目、次回の委員会の開催予定日について、事務局からお願いいたします。

(日程について協議)

教育長 臨時会は1月7日午後1時半から3時でお願いします。1月定例教育委員会は1月21日午前9時からでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、お願いします。  
それでは、事務局にお返しします。

## 8. 閉会

教育文化課長 これをもちまして令和2年第16回会津美里町教育委員会12月定例会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午後0時06分